

2021, 8, 29

## 『安保法制違憲訴訟報告会』

### ～地裁判決の出た地域から

「道東訴訟は札幌高裁で引き続き頑張りますー控訴審に向けての準備状況」

道東訴訟弁護団 齊藤道俊

#### 1 道東訴訟の概要

道東（釧路・根室、北見・網走、十勝にゆかりの原告）

平和憲法を大事にしようとする方たちが幅広く集まった

提訴時原告221名 判決時216名（共同代表の喪失ー末延隆成さん、

三宅信一先生他） 退職自衛官 矢白別演習場での演習反対運動の中心

控訴審委任状157名（ $157 \div 216 = 72\%$ ） 再度要請する

3月16日判決 5月12日控訴理由書提出

10月13日第1回期日 9月25日までに第1準備書面、立証計画書提出

北海道訴訟の控訴審判決をした部に係属（第2民事部） 高裁長官白石史子

この高裁判決への批判も必要（事実上の上告理由書）

#### 2 控訴審での主張

##### (1) 一番訴えたいこと

憲法判断の必要性 裁判官の使命

「国柄の変質」を伴う著しい立憲主義破壊の放置は許されない

人にそれぞれ人柄があるように、国にも国柄がある（「この国のかたち」長谷部恭男）

立憲主義によって支えられなければ、国家の繁栄の持続は不可能であること（P260）。立憲主義は長い歴史を通じて人類が学びとった深い叡智であるこ

と(P260)。「立憲主義について」(佐藤幸治(2015年4月30日発刊))

寺井先生に紹介してもらった

飯島滋明先生意見書(作成中)

飯島先生の問題意識は「裁判所は立憲主義を理解していない！」

受忍限度論もその表れ

近代立憲主義→現代立憲主義(違憲審査制が肝)

近代立憲主義(「議会」が人権の擁護者)→ワイマール憲法がナチスに

蹂躪されたことへの反省→現代立憲主義(「裁判所」が人権の擁護者)

主権者である国民の抵抗権(憲法97条)

京都地裁での植松健一教授の証言

抵抗権の救済方法としての国賠請求

裁判官の抵抗権(抵抗義務、責務)は憲法尊重擁護義務(憲99条)と

その具体化としての違憲立法審査権(81条) 行使の義務

愛知訴訟の中谷弁護士の準備書面参照 田畑忍教授

(2) そのうえで

- ① 平和的生存権(小林武先生意見書、尋問調書 安保法制により加害者にならない権利が明確になった)

安保法制施行後の北朝鮮から敵視(小西議員の資料による主張)

防衛省から取得した「日本を攻撃目標とする北朝鮮の主張の

最近の例①、②」 われわれの標的は変わるしかない、米国

よりも先に日本列島が丸ごと焦土化

半田さんの尋問調書(台湾情勢)、論稿(週刊金曜日他)

映像に基づく主張 裁判官の目と耳に訴える こういうものを皆

さんは見ているが、裁判官は見っていないのでは?

① アメリカの行う戦争（アフガン戦争、イラク戦争）の実態  
西谷文和さん作成の「戦場から見た憲法9条」

② 新安保法制で民間人は戦争にどのように関わらされること  
になるか

メーテレ作成の「防衛フェリーー民間船と戦争」

「行ってみれば戦場だった～葬られたミサ  
イル攻撃」

テロの危険性

安保法制施行後イスラム過激派のテロの対象になっていること、  
政府、自治体（北海道警察）によるテロ対策事業が行われている  
こと（控訴理由書P86～）

② 人格権（志田陽子先生意見書、岡山地裁尋問調書）

民法判例上認められてきた人格権は否定しないものの憲法13条を  
根拠とした人格権概念は裁判規範性を獲得するに至っていないという  
意味で「抽象的」と述べているのか釈然としないが、仮に「人格権」  
という権利の全体を「抽象的」と見て退けているのであれば、判例法  
理の蓄積を真っ向から無視することになる

人格権の3分類のさらなる考察（支分的類型）

（ア）と（イ）の混同 （ア）の否定＝（イ）の否定の誤り

（ア）生命、身体、健康にかかわる侵害または危険にさらされない  
権利（生命権）

（イ）生命、身体、健康にかかわる恐怖、不安から免れる権利  
平穏生活権について山口地裁判決も言及）

③ 憲法改正・決定権（北海道訴訟では主張していなかったもの）

京都弁護団の法律構成

- ① 一見極めて明白に違憲な法律
- ② 憲法の基本原理を変容させる内容

この二つの要件が満たされた場合には国会議員には憲法改正発議の義務が発生

「憲法が変わったわけではない」との形式論理をどのように突破するか

← 違憲無効を宣言できるのは裁判所のみ

職責を果たさず無責任の極み

← 安保法制施行後の日米軍事一体化の更なる進展と具体的な危険性の論証→憲法判断を促す 今しないですつする

3 控訴審での立証

人証申請 青井美帆先生（学習院大学教授）、西谷文和さん（フリージャーナリスト）、大竹進さん（「海外派遣自衛官と家族の健康を考える会」の共同代表の一人）、河野克俊（前統合幕僚長）

まずは立証計画書を提出

書証 学者の方の意見書 その他

上記西谷さんの映像の取り調べ（上映）

4 第1回期日に向けて

原告・支援者の参加の確保

傍聴席35 現時点で25名参加

貸切バスチャーター

審理時間（正味1時間を要望）

意見陳述 控訴人2名（戦争体験者、新得に本拠を置きながら沖縄での日  
米軍事一体化に関する数多くドキュメンタリー映画の制作者）

代理人5名 裁判官への期待、憲法判断、平和的生存権、人格権、憲法改  
正決定権

1回結審は阻止する

## 5 第2回期日

意見陳述 代理人 西谷さん映像を利用したプレゼン

テロの危険性（安保法制施行後イスラム過激派のテロの  
対象になっていること、国は対策をしていること

人証についての証拠決定か